災害支援ナース養成・応援派遣について

1.目的および位置づけ

2. 研修の概要

3. 令和5年度　災害支援ナース養成研修予定

4. まとめ

2023.7.21　7・27

大阪府看護協会

災害支援ナース（災害・新興感染症対応）の要請・応援派遣の目的

〇従前より災害支援に貢献していただいてきた災害支援ナースによる災害時の応援派遣に加えて、新興感染症発生時の応援派遣にも対応できる看護職員の養成を推進し、円滑な派遣調整のための仕組みを整備することにより、
　新型コロナなどの新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員等の確保を図るための体制の整備を推進する。

〇これまでの災害支援ナースによる応援派遣は、法令等の根拠が無かったため、ボランティア活動として位置づけられ、手当が支給されない、事故補償が曖昧である等の課題があり、活動が不安定であるとともに、活動参加の制約になっていた。

　このため、令和6年度以降、災害支援ナース（災害・新興感染症対応）を改正医療法の「災害・感染症医療業務従事者」と位置づけ、都道府県・医療機関間の協定に基づく業務と位置づけることにより、
　災害救助法・改正感染症法の規定に基づき、応援派遣に係る実費を公的に負担し、災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境を整備する。

災害支援ナースの仕組みの主な変更点

	現行	新
法令等の根拠	―	**改正医療法・改正感染症法** （R6年４月施行予定）
派遣の対象	**自然災害**	**自然災害・新興感染症**
養成・登録	養成：都道府県看護協会・日看協 登録：都道府県看護協会	**国**
派遣形態	**個人により異なる** ・休暇を取得 ・業務（出張）扱いなど	**原則として派遣元の医療機関の職員として看護業務に従事する**（業務扱い）
派遣要請	各県共通の**派遣要請ルートなし**	**都道府県の派遣要請に基づく**（県内調整で対応できない場合は、国が全国応援派遣調整を実施）
経　　費	近隣支援・広域支援の場合は、交通費・宿泊費の実費及び日当を日本看護協会が負担（それ以外は都道府県看護協会の負担）	**公的に負担**（協定に基づく災害・感染症、医療業務従事者または、医療隊の派遣に要する費用は都道府県が支弁する

感染症発生・まん延時における広域的な医療人材派遣

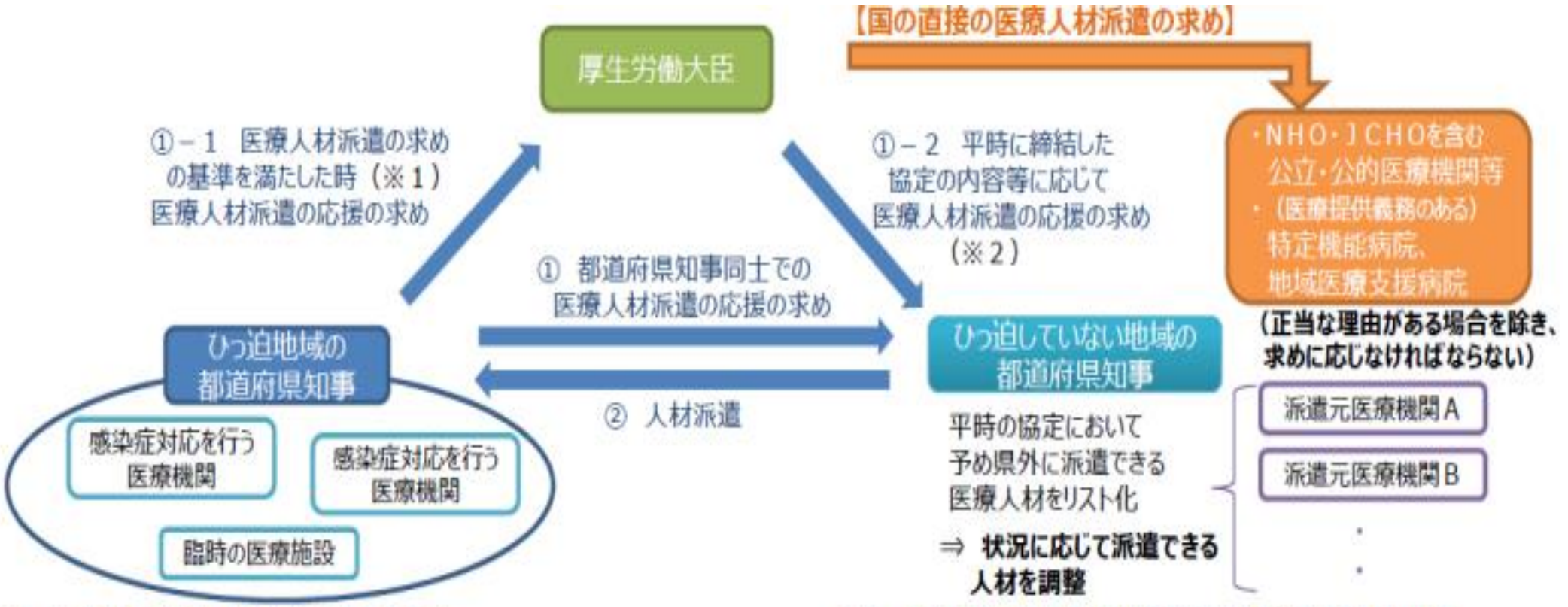

※１　国に対する医療人材派遣の求めの基準

・他の都道府県に比して、感染が拡大し、医療のひっ迫が認められる。
・既に都道府県内で必要な医療人材の確保・調整を行った。
・他の都道府県からの医療人材受入体制が整っている。　　等

【出典】第92回社会保障審議会医療部会 参考資料(P6)

※２　国が非ひっ迫都道府県知事に応援を求めることについて

都道府県からの求めがあることが原則だが、国が必要と判断をした場合は、ひっ迫地域の県知事からの求めがなくとも、非ひっ迫地域の県知事に応援の求めを行うことができることとする。

© 2023 Japanese Nursing Association

災害・感染症医療業務従事者と災害支援ナースの位置づけ

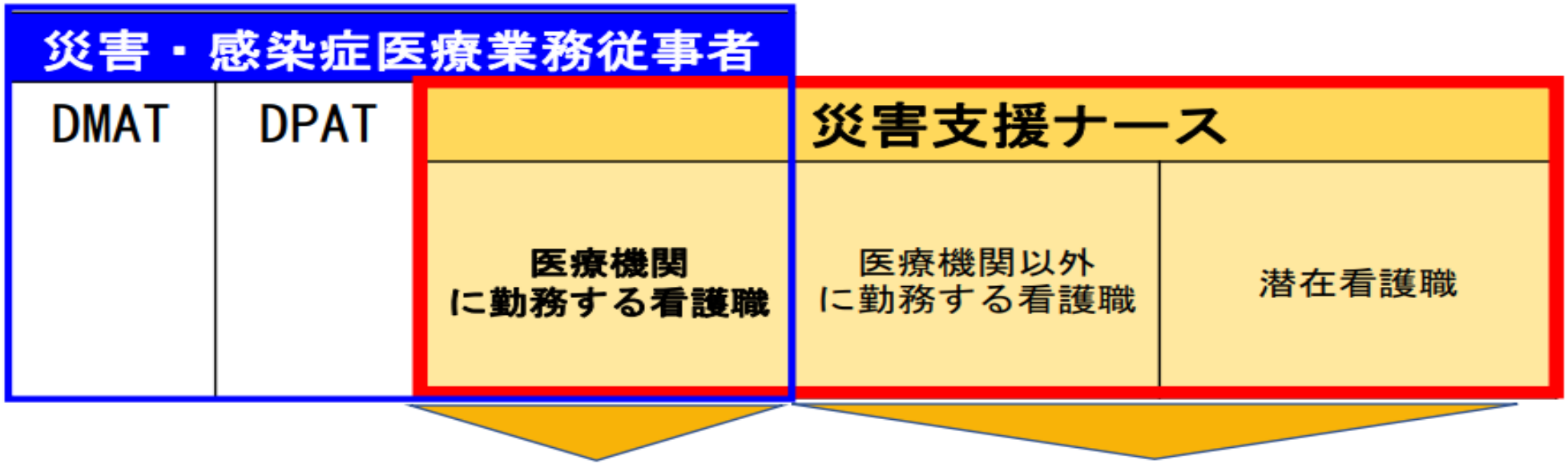

改正感染症、
改正医療法に基づく

各都道府県が地域の実情に応じて、都道府県と医療機関以外の間で、応援派遣に係る協定を締結した場合

© 2023 Japanese Nursing Association

【等Ⅱ　新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍の影響を受けた方への支援等】
施策名：新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業（研修実施経費分）

令和４年度第二次補正予算　30百万円
※補正新規

①　施策の目的

新型コロナなどの新興感染症等の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員等の確保を図るための体制の整備を推進する。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
			○

③　施策の概要

日本看護協会及び都道府県看護協会において、新型コロナなど新興感染症等の発生時に他の医療機関への応援派遣に的確に対応できる看護職員等を養成し、研修修了者のリスト管理を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

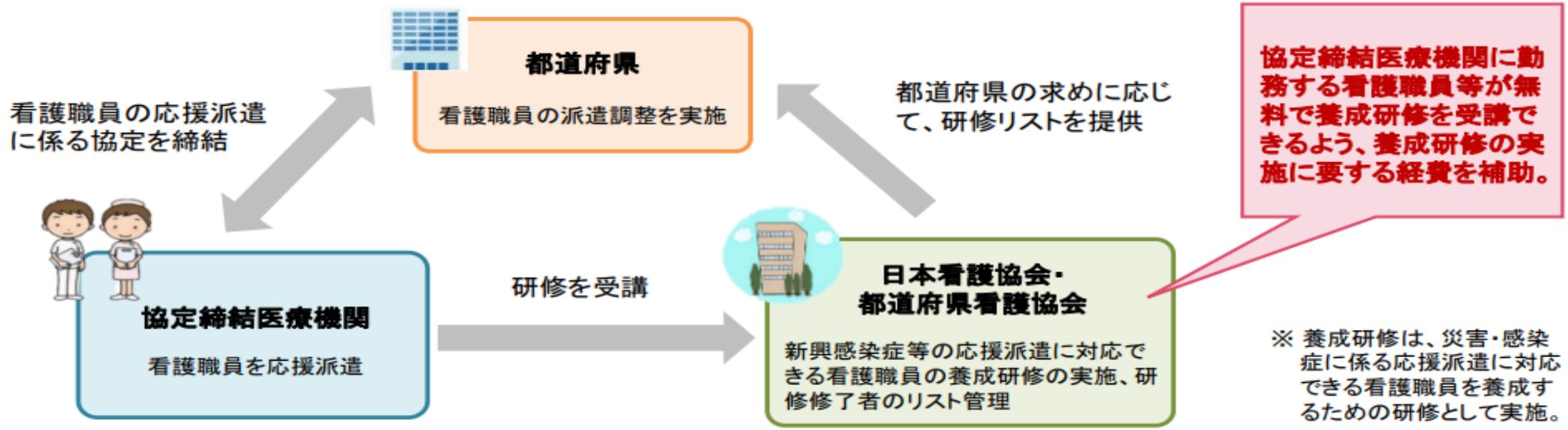

※ 養成研修は、災害・感染症に係る応援派遣に対応できる看護職員を養成するための研修として実施。

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

新型コロナなど新興感染症等の発生に的確に対応できる看護職員等の迅速な確保が推進されることにより、「ウィズコロナ」の下での感染症対応の強化を図る。

出典：都道府県担当者会議資料（2023.2.27開催）厚生労働省医政局看護課作成

© 2023 Japanese Nursing Association .

研修の概要

厚生労働省　実施要項抜粋

事業の目的
新型コロナウイルス感染症等の新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関への応援派遣等に的確に対応できる看護職員を養成するための研修を実施し、当該研修修了者(以下「災害支援ナース」という。)のリスト化を図ることにより、今後の新感染症及び災害の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員等の確保を図るための体制の整備を推進することを目的とする。

この研修は、**災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に関する知識及び技能を修得**することを目的とする

新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業(研修実施)実施要綱」抜粋

厚生労働省による研修の構成

オンデマンド研修

総論（講義） A

災害各論（講義） B

災害支援ナースの登録者であることを証明するものをもって免除

感染症各論（講義） C

既存の感染症対応研修（重症患者対応研修）修了証をもって免除

20時間以上

集合研修

講義+災害（演習）+感染症（演習） D

10時間以上

© Japanese Nursing Association .

当協会の災害に関する研修

	研修内容		位置づけ	
1	災害支援ナースの第一歩～災害看護の基本的知識～ 日本看護協会　DVD研修　2日間	→	旧災害支援ナース登録	4へ進む（Bは免除） 旧災害支援ナース登録はリセットされる
2	災害支援ナース育成研修～災害看護の活動の実際を学ぶ～ 大阪府看護協会　防災・災害看護委員会　6時間	＝	・1の研修への誘導し登録を促進する ・旧災害支援ナースのフォローアップ	4へ進む 自己研鑽
3	・災害看護における基礎的知識 ナースセンター　3時間 ・その他災害に関する短期研修	＝	潜在看護師対象	4へ進む 自己研鑽

4　今年度（2023年度）からの変更

NHO
JCHO

協定Hp

その他

災害支援ナース育成研修の構成
日本看護協会

A：総論
B：災害各論
C：感染症各論

オンデマンド研修
4日間（20H）

D：集合研修（講義＋演習）

集合研修2日間（10H）

→ 災害支援ナース登録

↓

都道府県からの要請を受けて
被災地へ派遣

令和5年度　大阪府看護協会
災害支援ナース養成研修　実施予定

・コースNo.751災害支援ナース養成研修

研修申し込み期間　：９月１日～９月20日
オンデマンドによる講義受講①　：10月2日～12月9日
集合研修①　：12月19日・20日
（オンデマンド講義①が終了していること）

・コースNo.752災害支援ナース養成研修

研修申し込み期間　：10月１日～10月20日
オンデマンドによる講義受講②　：11月1日～R6年1月10日
集合研修②　：R6年1月18日・19日
（オンデマンド講義②が終了していること）

研修対象者と申込み

派遣の仕組み：都道府県知事からの管内の医療機関に対する派遣要請に基づき県内外に派遣される

対象

災害及び新興感染症の発生時に他の医療機関等に応援派遣されて、災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に従事することを目指す者。

（勤務している医療機関において、他の医療機関等に応援派遣されることを予定されている者を優先的に研修対象とする）

申込

原則、施設単位での申込

・各医療機関：看護管理者を代表者とする

・医療機関以外：部門長等

※所属施設がない場合のみ個人単位で申込み

© Japanese Nursing Association

研修の一部受講免除

改正された医療法等が施行される2024年4月1日までに、新たな災害支援ナースの仕組みへの移行完了を目指して、より多くの看護職に、速やかに、養成研修を受講させる必要がある

【B:災害各論の免除】

既に都道府県看護協会に災害支援ナースとして登録されている者

- 旧災害支援ナースの研修又は訓練に毎年参加している者
- 直近に受講した旧災害支援ナースに係る研修の受講から5年を経過していない者

【C:感染症各論の免除】

- 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応研修のうち「重症者対応研修」を受講した者

© Japanese Nursing Association

研修修了者リスト

・修了者リストは厚生労働省が省令等で指定する項目

※都道府県看護協会は、修了者リストを様式に沿い作成し、本会および県行政の求めに応じて提出（原則年1回）

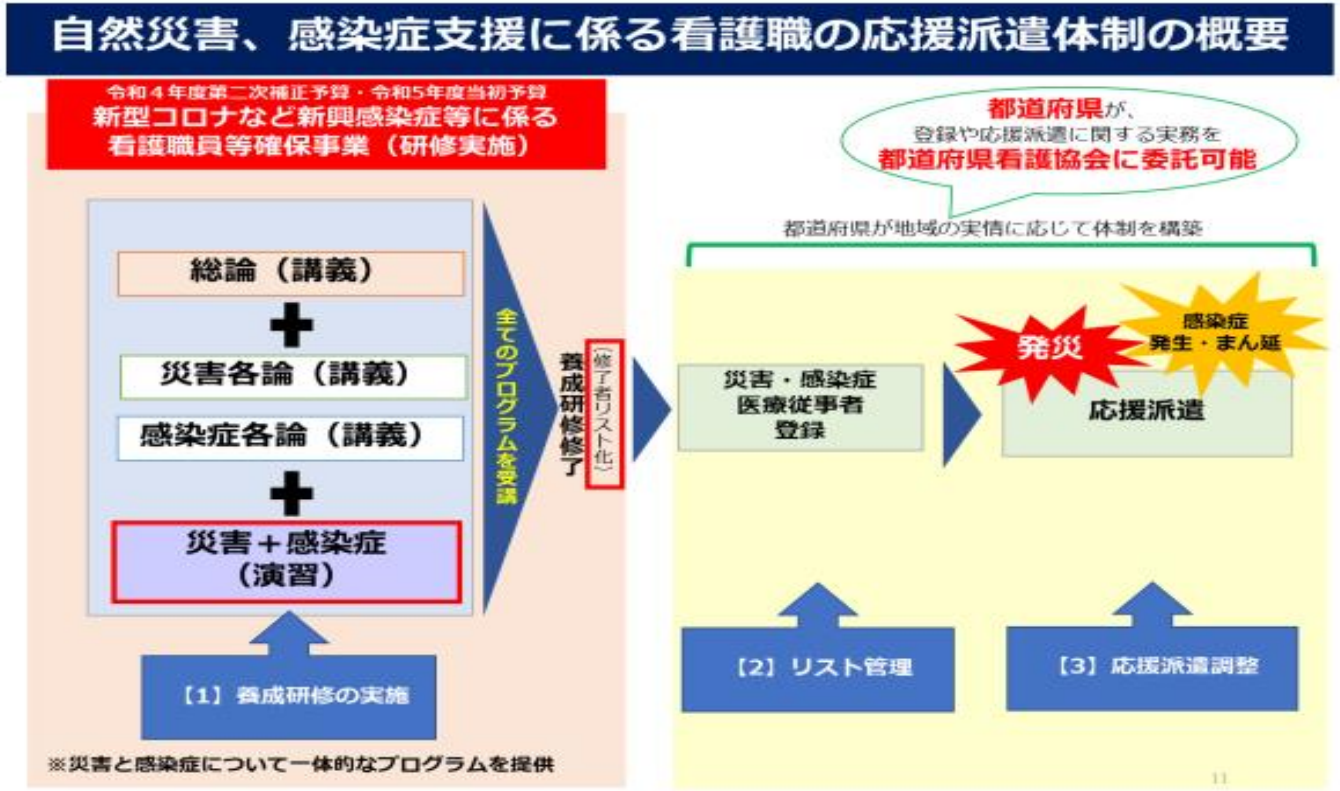

厚生労働省がDMAT等の他の研修とも共通した項目を指定する予定。

現時点においては、
看護師籍登録番号等が入る見込み

© 2023 Japanese Nursing Association .

まとめ

〇令和6年度以降、改正医療法および改正感染症法に基づき、災害支援ナースの位置づけ（災害・感染症医療業務従事者）が変更される。

〇法改正により、旧災害支援ナースの研修に感染症に関する項目が追加されるため、新たに災害支援ナース養成研修を受講する必要がある。

〇都道府県看護協会は当該研修修了者をリスト化し都道府県行政へ届け出が必要になる。